



中国のプラットフォーム経済分野における独占禁止の監督管理傾向と考え方

選り抜き記事

インターネット技術の発展に伴い、ネットワーク環境下での市場競争の行為はますます激しくなり、世界的な独占禁止の波が浮上している。中国は、世界のデジタル経済の発展における比較的進んでいる国の1つとして認められており、プラットフォーム経済の発展は重要な時期にある。2020年の新型コロナウイルスにより、プラットフォーム企業のデータリソースと規模効果の利点をさらに拡大し、産業経済の不平等がより顕著になってきた。プラットフォーム経済の急速な発展において、例えば、「二者択一」の実施を強制し、「首を絞める合併と買収」の実施、お金を燃やして「コミュニティ共同購入」市場を奪い、「ビッグデータによる親しみの殺し」の実施、データ所有権の問題およびデータプライバシー保護の問題のような問題がますます深刻化になってきた。その中でも、「二者択一」の実施を強制する問題が特に顕著であり、これはプラットフォーム経済分野における資本の意図的かつ無秩序な拡大の顕著な反映であり、競争をひどく排除し、制限することになる。

今年の4月10日、国家市場監督管理総局は4ヶ月にわたる調査の後、行政処罰決定書を下して、アリババグループに市場の支配的な地位の濫用行為の停止を命じ、182億2800万元の罰金を科した。これは中国の独占禁止法の施行以来発行された最大の罰金である。4月12日、上海市市場监督管理局は、2020年12月25日に作成した『行政処罰決定書』を社会に公表し、上海食派士商業貿易発展有限公司（以下、「食派士」という）が市場の支配的な地位を濫用して取引を限定する行為を実施したと認定し、約116.86万元の罰金を科すことを決定した。外部からの注目度から見ると、食派士案件はアリババ案件と比較することはできないが、「教科書のような法律文書」で非常に有名になり、この案件の典型的な意義は、多くのインターネットの「隠れたチャンピオン」企業に独占禁止の警鐘を鳴らした。「アリババ案件」と「食派士案件」は、いずれも、インターネットプラットフォーム企業による「二者択一」の強制実施の行為に係わり、プラットフォーム企業の違法と規則違反行為の効果的な規範であり、プラットフォーム経済分野の後続案件の処理のためのベンチマークとテンプレートを確立した。

一、中国のプラットフォーム経済分野における独占禁止の監督管理の最新動向

インターネットプラットフォームにはネットワーク効果と規模の経済が存在し、明らかな独占または寡占の傾向があるため、デジタル経済分野における独占禁止の監督管理を強化することは一般的な傾向である。

中国の独占禁止法の体制は行政主導であり、行政法執行機構が主な実施主体である。現在の独占禁止の監督管理は主に2つの側面から着手し、一つは、独占禁止関連制度と規制の改善を加速することで、もう一つは、インターネット分野における独占案件に対する厳格な法執行である。

2020年末、中央経済工作会議は、「独占禁止を強化し、資本の無秩序な拡大を防ぐ」こと、「プラットフォーム企業の独占認定、データ収集と使用管理、消費者権益保護などに関する法律規範を改善することが必要であると明確に指摘した。それ以来、インターネットプラットフォーム経済分野は独占禁止の強い監督管理の時代を迎えた。

一連のプラットフォーム経済監督管理制度が相次いで発表され、2021年初頭に発行された『高基準市場体系を構築するための行動計画』は、プラットフォーム経済、共有経済などの新しい業態分野における独占禁止および不正競争規制を明確に強化した。国務院の『政府工作報告』は、国家がプラット

フォーム企業の革新と発展、国際競争力の強化を支援すると同時に、法律に従って発展を規範化し、独占禁止を強化し、資本の無秩序な拡大を防ぎ、公正な競争市場環境を断固として維持することを指摘した。2月7日、國務院独占禁止委員会は、『プラットフォーム経済分野における独占禁止に関するガイドライン』を策定して発行し、インターネットプラットフォームが独占禁止法の範囲外ではないという明確なシグナルを出し、プラットフォーム経済分野に関わる独占禁止法の適用問題についてより細分化された規定を提供し、プラットフォーム経済の健全な発展を促進する上で重要な意義を持っている。

同時に、一連の独占禁止法の執行が社会に集中的に発表された。2021年3月3日、市場監督管理総局は、橙心優選など5社のコミュニティ共同購入企業の不正価格行為に対して、650万元の行政処罰を科した。3月12日、市場監督管理総局は、銀泰商業（グループ）など12社の企業が経営者集中の違法な実施を構成していると認定し、それぞれ50万人民元の罰金を科した。4月10日、アリババ案件の調査結果が発表され、これはプラットフォーム経済分野における独占禁止法執行が新たな段階に入ったことを示している。

4月13日、市場監督管理総局は、中国共産党中央ネットワーク安全情報化委員会事務局、税務総局とともに、インターネットプラットフォーム企業行政指導会を開催し、「二者択一」の強制実施などの顕著な問題に対して、プラットフォーム企業にコンプライアンス経営要求を出して、超えてはならない最低ラインを確定し、プラットフォーム企業が1ヶ月以内に全面的な自己検査と修正を実施し、項目ごとに改善して、資本の無秩序な拡大を厳格に防ぎ、経済社会の安全を確保する；独占が通常の秩序を失わせることを厳密に防ぎ、市場での公正な競争を確保する；技術的な絞殺を厳しく防ぎ、業界の革新と発展を確保する；ルールとアルゴリズムの濫用を厳密に防ぎ、各方の合法的權益を確保する；システムの閉鎖を厳密に防ぎ、生態系の開放と共有を確保するなど、「5つの厳格な防止」と「5つの確保」の達成に努めることを要求した。

要約すると、市場監督管理総局は、プラットフォーム経済のガバナンスを規制するという確固たる決意を示しただけでなく、実務的な独占禁止の監督管理措置も採用した。法律の最低ラインに触れる違法行為を厳しく調査して罰することにより、一部のプラットフォーム企業が法律の最低ラインを越えて市場競争の優位性を獲得するという僥倖心理をなくす一方、また、行政指導の方式を通じてプラットフォーム企業がコンプライアンス経営の実現

を導き、プラットフォーム企業自体を動員してプラットフォーム経済の新しい秩序の構築に参加させ、プラットフォーム経済の持続的で健全な革新的発展を規範化し、導く。

二、独占禁止監督管理の典型的な案例分析

アリババ案件と食派士案件から分かるように、インターネット経済がプラットフォーム企業時代に入った後、市場監督管理の理念は、初期の「包括的かつ慎重な」監督管理から「積極的、協同的、慎重的、法律に基づく」監督管理へと変化している。アリババ案件は、中国のプラットフォーム経済分野における独占禁止法執行が常態化の段階に入ったことを示しており、中国のインターネットの野蛮な成長時代の終わりも意味している。

プラットフォーム経済分野における市場の支配的な地位の濫用行為を認定するには、通常、次の3つのステップに分けられる。①プラットフォーム経済の分野に関連する市場を定義する；②関連市場において経営者が市場の支配的な地位を持っているかどうかを分析する；③個別案件状況に応じて市場の支配的な地位の濫用行為になっていないか、正当な理由がなく市場競争を排除または制限したかと具体的に分析する。プラットフォーム経済の独占禁止法執行において、最も難しい環節は関連市場の定義であり、経営者の競争の市場範囲を明確にすることは、競争行為を分析するための出発点であり、関連市場が明確に定義されていない場合、その後の市場の支配的な地位の認定や、濫用を構成するかどうかの認定は言及できない。

『関連市場の定義に関するガイドライン』の第3条によると、「関連市場とは、経営者が一定期間内に特定の商品またはサービス（以下、総称して商品という）について競争する商品範囲と地域範囲のことである。独占禁止法の執行の実践において、通常、関連商品の市場と関連地域の市場を定義する必要がある」と指摘されている。第7条によると、「関連市場を定義する際に、商品の特徴/用途の価値などの要素に基づいて需要代替分析を行い、必要に応じて供給代替分析を行うことができる。経営者が競争する市場範囲が十分に明確でないか、確定しにくい場合は、「假定独占者テスト」という分析構想に従って関連市場を定義することができる。」と指摘されている。

『プラットフォーム経済分野における独占禁止に関するガイドライン』（「独占禁止ガイドライン」）には、「プラットフォーム経済の分野で関連商品の市場を定義する基本的な方法は代替性分析である。個々の案件で関連商品の市場を定義する場合、プラットフォーム機能、ビジネスモデル、応用シーン、

ユーザーグループ、多角市場、オフライン取引などの要素に基づいて需要代替分析を行うことができる。供給代替が経営者の行為に及ぼす競争制約が需要代替と類似する場合、市場参入、技術的障壁、ネットワーク効果、ロックイン効果、移転コスト、業界を越えた競争などの要素に基づいて供給代替分析を考慮することができる。具体的には、プラットフォーム側の商品によって関連商品市場を定義することができる、プラットフォームに関わる多角商品によって、複数の関連商品市場をそれぞれ定義し、各関連商品市場間の相互関係と影響を考慮することもできる。このプラットフォームが存在するクロスプラットフォームネットワーク効果がプラットフォームの経営者に十分な競争制約を与える可能性がある場合、このプラットフォーム全体に基づいて関連商品市場を定義することができる。」と指摘されている。

『独占禁止法』の第47条は、「市場の支配的な地位の濫用行為を実施した経営者に対しては、前年の売上高の1%以上10%以下の罰金を科すべきである」と規定されている。

案例1：アリババ案件 国家市場監督管理処 [2021]28号行政処罰決定書

決定書によると、アリババ案件の処理過程で、監督管理機関（「市場監督管理総局」）は、行為認定と行政処罰の確定などの側面で独占禁止ガイドラインの指導に厳密に従い、「二者択一」行為の法律と経済分析について十分に論証し、当事者による「二者択一」の実施は、取引を限定し、市場競争を排除、制限する行為を構成することを認定した。

第一に、関連市場の定義において、監督管理機関は経営者と消費者の2つの角度からそれぞれ需要代替分析と供給代替分析を行い、本件の関連商品市場をオンライン小売プラットフォームサービス市場と定義し、本件の関連地域市場を中国国内と定義した。

第二に、当事者（「アリババグループ」）が関連市場で市場の支配的な地位を有しているかどうかの調査では、監督管理機関は関連要素を総合的に考慮する必要があると考え、主に以下の7つの方面から当事者が中国国内のオンライン小売プラットフォームサービス市場で支配的な地位を有していると認定した。①プラットフォームサービス収入状況とプラットフォーム商品取引額から見ると、当事者の市場シェアは50%を超えている；②関連市場のHHI指数とCR4指数は関連市場の高度な集中を示している；③当事者は協力的な市場の制御能力を持ち、サービス価格、プラットフォーム内の経営者が利用可能なトラフィック、および販売チャネルを制御できる；④当事者は強力な財源と先進的な技術的条件を

持っている；⑤他の経営者は取引上、当事者に強く依存している；⑥関連市場への参入が難しい；⑦当事者は関連市場で顕著な優位性を持っている。

第三に、監督管理機関は、当事者が市場の支配的な地位を濫用する行為を構成していると認定した。まず、当事者は関連要素に基づいてプラットフォーム内の経営者から核心業者を分割し、核心業者が他の競争的プラットフォームに出店することを禁止し、プラットフォーム内の核心業者に対して、他の競争的プラットフォームでの重要なプロモーション活動に参加してはいけないという要求を重点的に提出した。次に、当事者は様々な奨励処罰措置を採用して「二者択一」要求の実施を保障した。特に、当事者は市場の力、プラットフォームの規制とデータ、アルゴリズムなどの技術的手段によって、当事者の関連する要求を実行しないプラットフォーム内の経営者に対して処罰を実施した。例えば、プロモーション活動のリソースサポートを減らし、プロモーション活動に参加する資格をキャンセルし、検索の権限を降下し、プラットフォーム上のその他の重要な権益を取り消すことなどが含まれている。これらの処罰措置は、処罰されるプラットフォーム内の経営者に対する消費者の関心を大幅に低下させると同時に、強力な抑止効果を持っており、より多くのプラットフォーム内の経営者が当事者からの「二者択一」の要求を実行しなければならなくなった。

第四に、監督管理機関は当事者の行為が市場競争を排除、制限したと認定した。具体的には、当事者が、プラットフォーム内の経営者が他の競争的プラットフォームに出店したり、他の競争的プラットフォームのプロモーション活動に参加したりすることを制限することは、ロックイン効果を形成して、それ自体の競争圧力を軽減し、自社の市場での地位を不当に維持および強固し、プラットフォーム経済の開放、包容、共有という発展理念から逸脱し、関連市場の競争を排除、制限し、プラットフォーム内の経営者と消費者の利益を損ない、プラットフォーム経営者の革新原動力と発展活力を弱め、関連市場のリソースの最適な割り当てを妨げた。

第五に、監督管理機関は違法行為の性質、程度および持続時間などを総合的に考慮して、当事者に対して2019年度の中国国内売上高の4%の罰金を科した。4%の罰金比率の選択は、監督管理機関の慎重な抑制を反映しており、この比率は当事者に重大な損害を与えることはなく、大規模なインターネットプラットフォームへの良い警告としても役立つことができる。

案例2：食派士案件 上海市監督管理独占禁止処 [2020]06201901001号行政処罰決定書

プラットフォーム経済の分野で「関連市場」を定義することは非常に複雑なことであり、個別の案件に係る多くの要素に基づいて慎重に分析し、関連市場の境界を確定する必要がある。食派士案件は、市場の支配的地位を濫用する行為の認定においてアリババ案件の全体的な構想と基本的に一致しており、その際立ったポイントは監督管理機関（「上海市市場監督管理局」）が「仮定独占者テスト」の分析構想に従って関連商品市場を定義することである。ここでは、この点に焦点を当てて説明する。

まず、監督管理機関は、関連業界の経営モデル、競争特徴を結び付けて、当事者（「上海食派士商業貿易発展有限会社」）が提供するサービスの性質、機能、価格などの面から需要代替分析を行い、供給代替分析を補足して、英語サービスを提供するオンラインケーターリング配信プラットフォームサービスと中国語サービスを提供するオンラインケーターリング配信プラットフォームサービスには、代替の関係がないと認定した。

次に、監督管理機関は経済学ツールを用いて仮想独占者テストを行い、臨界損失分析（Critical Loss Analysis）法を応用して市場取引データを分析した。

臨界損失分析法の基本的な構想は、対象商品をテストする商品の集合とし、独占者が市場のすべての対象商品を支配していると仮定し、一定期間にわたって対象商品の価格を小幅に引き上げ（一般的には、5%～10%）、対象商品の値上げ時の臨界損失率と実際の損失率を比較することで、仮定独占者の値上げ行為が有利かどうかを判断することである。実際の損失率が臨界損失率を超えている場合、仮定独占者の値上げ行為が不採算であることを表明し、対象商品単独では関連市場を構成できない。逆に、実際の損失率が臨界損失率より小さい場合、その値上げが有利であることを表明し、対象商品は関連市場を構成できる。

仮定独占者テストは関係経営者のビジネスモデルを中心に展開する必要があり、このビジネスモデルの下で、経営者（仮定独占者）によるコア料金項目の引き上げが市場の需要量に与える影響を重点的に考察する。

仮定独占者は、上海市に英語サービスができるオンラインケーターリング配信プラットフォームサービスを提供する。監督管理機関は、経営者の関連する取引データを分析した結果、仮定独占者の注文量は主に食事代と配送料の影響を受け、その収入は主に、提携レストランの商家の口銭とユーザーの配送料から由来されているので、これら2つの費用の増加が注文量に与える影響を調べる必要があると考えた。監督管理機関は市場取引データに基づいて、

①配送料のみが変動する；②配送料と口銭率の両方が変動する、の2つの状況における臨界損失分析を行った。配送料、口銭率、食事代の向上は、いずれも粗利益を増やすが、配送料と食事代だけが注文量に影響する。臨界損失の①番目の状況を分析したところ、ユーザーは配送に比較的敏感ではなく、食事代のレベルや需要に影響を与えるその他の要素を定めて、現在の市場の配送料のレベルを少し増やすことは有利であることがわかる。臨界損失の②番目の状況を分析したところ、食事代を上げると注文量が下がる可能性があるが、仮定独占者は口銭率を少し上げることができ、依然として、口銭率の調整によって利益を実現する可能性があることがわかる。食事代のレベルや需要に影響を与えるその他の要素を定める場合、仮定独占者が口銭率と配送料を同時に少し増やすことができれば、有利になる可能性がより高くなる。

最終的に、代替分析に基づく定性分析と、仮定独占者テストの要求に従って行われた定量分析の両方は、英語サービスを提供するオンラインケーターリング配信プラットフォームサービス市場が独立した関連商品市場を構成することを表明している。

三、プラットフォーム経済分野における独占禁止の監督管理についての考え方

現在の状況から分かるように、中国のプラットフォーム経済分野に対する独占禁止は、監督管理の常態化と法執行の厳格化の傾向を呈している。現段階では、中国の独占禁止法執行チームはまだ市場の需要を満たすことができず、市場監督管理総局を含む独占禁止法執行機関は、プラットフォーム経済分野における重大かつ重要な案件に仕事の焦点を移し、競争と民生に重大な影響を及ぼす案件の調査と処理に集中し、重大案件に対する取り締まりを増やすことにより、典型的な案件の主導的で模範的で指導的な役割を果たす。最近の発展から、プラットフォーム経済における独占禁止の監督管理と調査は将来常態になると予想されるため、インターネット企業、特に該当分野で主導的な立場にあるインターネット企業は、潜在的なコンプライアンスリスクを回避するために、独占禁止コンプライアンスプログラムを強化する早急な対策を講じることをお勧めする。

1. プラットフォーム企業によって実施される独占行為はより秘密で、関連する技術的問題はより複雑であるため、独占禁止分析方法に対してより高い要求が提出され、専門的な力を借りて、専門化された経済分析ツールを拡張する必要がある。例えば、市場の支配的地位を濫用する行為の分析については、市場の支配的地位の認定、行為の正当性、競争を排

除または制限する効果について全面的に分析し、必要に応じて必要な経済学的分析を導入する必要がある。したがって、法執行者の総合的素質を高めることは、強力な監督管理を達成するための切実な要求である。

2. 関連市場の定義において、定量分析と定性分析を組み合わせた方式を採用することが望ましく、それにより、個々の市場判断の正確性を向上させる。食派士案件では、監督管理機関は、基本的な代替分析を使用した定性分析に加えて、仮定独占者テストの要求に従って定量分析を行い、合理的な根拠に基づいて関連市場を定義した。しかし、仮定独占者テストはまだ比較的静的な方法であり、この方法は、製品やサービスのカテゴリが高度に混在しているプラットフォーム企業に完全に適用することはできない。したがって、経済学的分析によって関連市場の定義の正確性をどのように検証するか、どのような経済学モデルを構築して定量分析を行うかを深く考える必要がある。

3. プラットフォーム企業の市場の支配的地位の判断については、単に関連市場における経営者のシェアを考慮するだけでなく、インターネット技術の特徴とビジネスモデルを十分に考慮する必要があり、ネットワーク効果、市場参入の難しさ、経営者の市場行為、競争への影響などにもっと注目すべきである。アリババ案件では、監督管理機関は複数の要素に対する配慮を十分に体現しており、食派士案件では、監督管理機関は市場シェアに加えて、関連する

市場競争状況、他の経営者の当事者への依存度、および市場参入の難しさも考慮した。

4. プラットフォーム経済は動的革新の特徴があり、革新型企業の参入、卓越した革新の発生、ビジネスモデルの変更はすべて、市場条件と市場参加者の競争行為に影響を与える。しかし、伝統的な独占禁止法の理論は革新に対する直接注意を払うことが少なく、消費者福祉の増減を判断する際には、主に静的効率の考察に基づき、すなわち価格と生産量を指標とし、その結果、市場における動的な競争プロセスに注目したり、プラットフォーム企業の競争行為が革新に与える影響を評価したりすることができなくなる。したがって、独占禁止法理論は、静的特徴の配分効率 (allocative efficiency) と生産効率に加えて、動的特徴を持つ革新効率も考慮すべきである。

5. プラットフォーム経済の動的革新の特徴を監視、監督管理機関はプラットフォーム独占問題に対する事前監督管理を強化しなければならない。監督管理機関は、プラットフォーム経済分野に対して定期的に市場調査を展開し、関連市場の競争評価報告書を発表し、後続の監督管理と法執行活動を指導することができる一方、プラットフォーム企業に対する独占禁止コンプライアンス監督管理をさらに強化し、プラットフォーム企業の自己コンプライアンスへの熱意を動員するために、対応する激励措置を与えてることができる。

本誌の「選り抜き記事」の内容は、法律意見と同等ではありません。専門的な法律意見や諮問が必要な場合は、当社の専門顧問と弁護士にご相談ください。当社の電子メールは、LTBJ@lungtin.com で、このメールアドレスは当社のホームページwww.lungtin.comでも記載されています。

この文章の詳細については、この文章の作成者にお問い合わせください。

聶慧荃：パートナー、総経理補佐、品質検査部部长、シニア弁理士：LTBJ@lungtin.com



聶慧荃

パートナー、総経理補佐、品質検査部部长、シニア弁理士

特許無効審判、特許行政と民事訴訟、特許出願、特許分析と早期警告、企業の特許戦略策定とポートフォリオ、特許デューデリジェンスとFTO調査などの業務を得意とし、機械、電力、電子、オートメーション、半導体、画像処理、表示と照明などの技術分野で豊富な国内外の特許法律サービス経験を持っている。数多くの世界的に有名な企業の各種の特許案件を1000件余り代理しており、CIMC、LG Electronics、Delta Electronics、ZTE、Midea、DJIなどの有名な企業を代表して、重要な特許無効や訴訟案件の勝利を収め、優れた業務水準と厳格な作業態度でお客様の承認を得た。2019年、重慶恵科金渝光電公司与群創光電株式会社の「液晶表示パネル」特許侵害訴訟シリーズ案件において、重慶恵科会社の代理人として、無効と侵害戦略の協力を通じて、顧客の勝訴を獲得することに成功し、2018年、江南環境保護株式会社とアジア太平洋環境保護株式会社の特許無効、特許侵害訴訟シリーズ案件において、特許権者の江南環境保護株式会社の代理人として、その重要特許が無効になった後、チームへの参加を委託され、第一審法院に訴えられた無効決定を取り消させ、当該シリーズ案件を決定的に勝利させることに成功した。